

アップ クローズ 市政

災害支援

大規模火災の新潟県糸魚川市へ職員派遣

問い合わせ 危機管理室 (☎08599)

避難所にクリスマスケーキを届ける

昨年12月22日に新潟県糸魚川市で大規模火災が発生し、約4万㎡に渡り延焼。住宅や店舗など約150棟が被害を受けました。この火災を受け24日、避難生活を余儀なくされていた



車に支援物資を積み込む市職員とAMD Aの看護師

る住民の力になろうと、総社市職員らが現地に向けて出発しました。出発したのは、総社市職員4人と特定非営利活動法人AMD Aの看護師1人。カイロや毛布などの支援物資のほか、市内にも工場があるパンメーカーから調達したクリスマスケーキとパンを、2か所の避難所と、被災した駅前銀座商店街の一角に開設された休憩所などで配布。被災したことで、クリスマスを避難所で過ごすこととなった避難者に、少しでも励みになればという思いで支援にあたり、安らぎを届けることができました。



避難所でケーキを配る

市では、大規模災害被災地支援に関する条例を平成25年に制定。これまでも広島や栃木、熊本など全国の被災自治体に支援を行ってきました。これからの条例を基に、被災自治体に支援の手を差し伸べていきます。

申告相談の日程表 (土・日曜日、祝日は申告相談を行いません)

日 程	地 区	会 場	
2月	16日(木) 美袋、日羽、種井、延原、宇山、槁	昭和公民館3階大会議室 (美袋1915番地1)	●倉敷税務署※還付申告 (1月4日(水)～2月15日(水)) 全地区が対象 ●イオンモール倉敷 2階イオンホール (2月16日(木)～3月15日(水)) 全地区が対象 ※倉敷税務署員による所得税確定申告相談です。この期間中は、倉敷税務署では申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。
	17日(金) 下倉、原、影、中尾	西公民館	
	20日(月) 山田、八代	2階会議室 (秦350番地)	
	21日(火) 下原、上原、富原		
	22日(水) 秦、福谷		
	23日(木) 久代		
	24日(金) 新本		
	27日(月) 中央一丁目～中央六丁目、駅前一丁目、駅前二丁目	サンロード吉備路 1階会議室 (三須825番地1)	
	28日(火) 総社一丁目～総社三丁目、総社、福井		
	3月	1日(水) 清音柿木、清音軽部、清音黒田、清音古地	
2日(木) 中原、清音上中島、清音三因			
3日(金) 西部、地頭片山、宿、岡谷、西坂台			
6日(月) 泉、小寺			
7日(火) 井手、刑部、門田			
8日(水) 溝口、井尻野			
9日(木) 真壁、三輪			
10日(金) 東阿曾、西阿曾、奥坂、久米、黒尾			
13日(月) 横谷、見延、宍粟			
14日(火) 三須、上林、下林、赤浜			
15日(水) 金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良			

会場を選ぶ目安

- イオンモール倉敷 還付申告を含む所得税の申告全般
- サンロード吉備路、西・昭和公民館 農業所得(青色申告者を除く)、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人。市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

※会場受付時間は、午前9時から午後4時までです。(市内の会場では混雑状況により、開始時間が早くなる場合があります)
 ※会場の混雑を緩和するため、なるべく上記の表を参考に会場にしてください。
 ※総合福祉センターや各出張所など、上記の表にある会場以外での申告相談は行いません。
 ※市内の会場では、倉敷税務署員による申告相談はありません。

◎申告に必要なもの

- ※書類などに不備があると、受け付けできない場合があります。
- 印かん(スタンプ印は不可)
- マイナンバーカード、または、通知カードなどと身分証明書
- 申告書用紙が届いている人はその用紙(申告会場にもあります) ※市県民税申告書については、あらかじめ申告書用紙が必要なのは、税務課までお問い合わせください。
- 給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの、固定資産税納税通知書など租税公課の課税明細がわかるもの(収支内訳書の記入に必要) ※収支内訳書の記入を事前にお願ひします。
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)
- 個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください。
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける人) ※事前に医療機関別受診した人ごとの整理、集計をお願いします。また、要介護認定を受けている人などでおむつ代が対象の人は、2年目以降の使用証明は、市役所長寿介護課で交付します。
- 寄附金の領収書、または受領書(寄附金控除を受ける人) 内容により、2000円を超える寄附金から対象となります。 ※寄附金控除を受けるためには、原則として確定申告が必要です。
- 申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)(障害者控除を受ける人)
- ※障害者控除対象者認定書(12月末現況で要介護認定の人で、倉敷税務署、またはイオンモール倉敷会場で障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります。事前に市役所長寿介護課へ介護保険被保険者証と印かんを持参し申請してください。交付必要日数1日～3日)

申告に必要なものについての問い合わせ

- 給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
- 公的年金(厚生年金・国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書…倉敷東年金事務所 (☎086-423-6150)
- 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など…各年金保険者
- 生命保険契約等による満期等一時所得の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 生命保険契約等による個人年金の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 市の国民健康保険税納税額…市役所税務課 (☎08234)
- 障害者控除対象者認定書…市役所長寿介護課 (☎08234)

申告相談についての問い合わせ 倉敷税務署 (☎086-422-1201)、税務課市民税係 (☎08234)

冬は火災が発生しやすい季節です

冬は火の取り扱いが多いシーズンです。空気が乾燥しているため、火の取り扱いには十分注意して、外出前や就寝前には火の元の確認をしましょう。住宅用火災警報器を設置することで、就寝中の逃げ遅れを防いだり、火災の初期消火につなげることができます。早急に設置しましょう。

問い合わせ 消防本部予防課 (☎08343)

火の用心7つのポイント

- 1 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 2 調理をするときは、火の元を離れない
- 3 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- 4 子どもにはマッチやライターで遊ばせない
- 5 風の強いときは、たき火をしない
- 6 ストープには燃えやすいものを近づけない
- 7 電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない